

優良産廃処理業者認定制度について

令和４年４月

川越市

1 優良産廃処理業者認定制度の目的・概要

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(優良基準)に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者(優良認定業者)について、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

2 優良認定・優良確認の申請について

川越市において優良認定業者として認められるためには、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、当市による審査を受け、優良基準に適合することの認定(優良認定)を受けることが必要となります。

3 提出書類について

以下に提出書類の一覧を示します。

提出書類一覧

	提 出 書 類
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面(様式1)
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類
4	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類
5	財務体質の健全性を証する書類(様式2)
6	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

※提出部数は、正本1部、副本1部の計2部とします。副本は受理後、返却します。

※証明書類は、申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。正本には原本を添付すること。

(1) 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面（様式1）

「従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。ここで「従前の許可の有効期間」とは、ある都道府県・政令市において、ある許可区分の許可の更新を受けた者が、当該更新を受ける前に当該都道府県・政令市において受けていた当該許可区分の許可（許可の更新の申請者が当該更新の申請の際に当該都道府県・政令市において現に受けている当該許可区分の許可）の有効期間をいいます。

- ・以下の「一定期間」の間、特定不利益処分を受けていないこと。

申請区分		一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

(2) 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

法施行規則第9条の3第2号（産業廃棄物収集運搬業）、法施行規則第10条の4の2第2号（産業廃棄物処分業）、法施行規則第10条の12の2第2号（特別管理産業廃棄物収集運搬業）又は法施行規則第10条の16の2第2号（特別管理産業廃棄物処分業）の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新し、かつ、以下の事前情報公表期間中インターネット上で公表していることを証する書類が必要になります。

公表事項、更新すべき場合については、別添「公表事項一覧表（収集運搬業用）、公表事項一覧表（処分業用）」を参照してください。

- ・事前情報公表期間

申請区分	事前情報公表期間	根拠条文
優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請の日前6月間	規則第9条の3第2号等
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第9条の3第2号等

具体的には、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書又は申請者自らが開設したホームページ（この場合には、当該ホームページのアドレスを明示してください。）上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分を印刷したもの（日付が明示されたもの）及び情報公表状況報告書を添付してください。

*事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類を提出してください。

添付する書類は次ページの「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を参照してください。

*環境大臣の指定を受けたものの事業の透明性に係る基準の適合についての証明書を添付することも可能です。

事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

申請区分	添付書類
優良認定の申請をする場合	今回の更新許可申請日の6ヶ月以上前からの期間インターネット上で情報を公表更新していることを証明する書類
	今回の優良認定を伴う更新許可申請日の6ヶ月以上前の時点(基準日)の公表事項(ウェブサイトの画面)をすべて印刷したもの
	基準日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分(ウェブサイトの画面)を印刷したもの(約6ヶ月分)
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	前回の更新許可日から今回の更新許可申請日までの期間インターネット上で情報を公表更新していることを証明する書類
	今回の優良認定を伴う更新許可申請日の1年以上前の時点(基準日)の公表事項(ウェブサイトの画面)をすべて印刷したもの
	基準日以降、インターネット上の情報を変更した場合、変更部分(ウェブサイトの画面)を印刷したもの(約1年間分)

(3) 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001又はエコアクション21による認証を受けていることを証する書類を提出してください。

(4) 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」(財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)が運営する電子マニフェストシステム(通称:JWNET)に加入しており、電子マニフェストが利用可能であると証明できる書類を提出してください。

(5) 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

この書類は、産業廃棄物処理業の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類です。具体的には、以下のア～オの書類です。

ア 国税を滞納していないことを証する書類

国税(法人税及び消費税)及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書(又はその写し)等が該当します。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき法人税及び消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できる書類を提出してください。

イ 都道府県税を滞納していないことを証する書類

都道府県税(道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税)については、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書(又はその写し)等が該当します。

納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、埼玉県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できる書類を提出してください。

ウ 市町村税を滞納していないことを証する書類

市町村税(市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税)については、川越市長が交付

する納税証明書（又はその写し）等が該当します。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、川越市に納付すべき市民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものに付き未納がないことが確認できる書類を提出してください。

エ 社会保険料を滞納していないことを証する書類

(ア) 申請者が、川越市内に社会保険が適用される事業所を有する場合にあっては、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（又はその写し）等が該当します。

証明の内容については、過去2年間に、川越市内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したもののについて未納がないことが確認できる書類を提出してください。

(イ) 申請者が、国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等が該当します。

証明の内容については、過去2年間に、納入すべき国民健康保険料（又は国民健康保険税）のうち納期限が到来したもののについて未納がないことが確認できる書類を提出してください。

オ 労働保険料を滞納していないことを証する書類

地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等が該当します。

証明の内容については、過去3年間に、川越市内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したもののについて未納がないことが確認できる書類を提出してください。

(6) 財務体質の健全性を証する書類

財務体質が健全であることの証明として、以下に掲げるすべての基準に適合している必要があります。

財務体質の健全性に係る基準

1) 申請者が法人の場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（自己資本比率）が0以上であること。

2) 申請者が法人の場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること

イ 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること。

ロ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（営業利益金額等）が0を超えること。

3) 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えること。

様式 1

誓 約 書

(提出先)

川 越 市 長

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚生省令第 3 5 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定
する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2第1項若しくは第2項又は第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦二以上事業者特例認定の取消し（法第12条の7第10項）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑨廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）

公表事項一覧表（収集運搬業用）

情報公開の開始日

年 月 日

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は、(6)に掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度
ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあっては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度
ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限	変更の都度（(1)に掲げる事項については一年に一回以上）
ヘ 情報をインターネットを利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあっては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	一年に一回以上
ト 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度
チ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度
リ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
ヌ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度	変更の都度

（注）インターネット画面の該当箇所を印刷したもの（最新並びに公開開始時点のものと及び主要な更新履歴（いずれも日付が明示されたもの））と併せて提出すること。

公表事項一覧表（処分業用）

情報公開の開始日

年 月 日

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあっては、当該変更事項に係る履歴を含む。） (1)名称 (2)事務所又は事業場の所在地 (3)設立年月日 (4)資本金又は出資金 (5)代表者等の氏名及び就任年月日 (6)事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあっては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度
ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあっては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度
ニ 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあっては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度
ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1)設置場所 (2)設置年月日 (3)当該施設の種類 (4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。） (5)処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量） (6)処理方式 (7)構造及び設備の概要 (8)当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し	変更の都度
ヘ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度

ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	一年に一回以上
チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	一年に一回以上
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(9)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該から(1)から(9)までに定める事項に限る。） (1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項 (2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項 (3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項 (4) 令第七条第十号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第三号の二に掲げる事項 (5) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項 (6) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項 (7) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項 (8) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項 (9) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項	一年に一回以上
ヌ 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあっては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	一年に一回以上
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度

ヲ 事業者がその産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）
カ 産業廃棄物の処分を申請者に委託しようとする者に対して、申請者が当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先の氏名又は名称及び住所を開示することの可否	変更の都度
ヨ 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあっては公開の頻度	変更の都度

（注）インターネット画面の該当箇所を印刷したもの（最新並びに公開開始時点のもの及び主要な更新履歴（いずれも日付が明示されたもの））と併せて提出すること。

様式 2

6 財務体質の健全性を証する書類

- (1) 直前3年の各事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（自己資本比率）が0以上であること。

直前3年の各事業年度の自己資本比率

(単位：円)

	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月	自 年 月 至 年 月
a 純資産の額			
b 純資産の額と負債の額の合計額			
c 自己資本比率（ $a \div b \times 100$ ）			

- ※1 直前3年の貸借対照表から転記してください。
 ※2 cの自己資本比率は、小数点以下を切り捨て、整数としてください。
 ※3 cの自己資本比率が、直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。

- (2) 次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること

- イ 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が100分の10以上であること。((1)の表を使用)
 ロ 前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（営業利益金額等）が0を超えること。

前事業年度の営業利益金額等

(単位：円)

	自 年 月 至 年 月
a 営業利益金額	
b 減価償却費の額（販売費及び一般管理費の額の1項目として分割して記載されているもの）	
c 減価償却費の額（売上、製造等原価の額の1項目として分割して記載されているもの）	
d 減価償却費の額の合計（ $b + c$ ）	
e 営業利益金額等（ $a + d$ ）	

- ※1 前事業年度の損益計算書から転記してください。
 ※2 減価償却費の額を販売費及び一般管理費の額の1項目並びに売上、製造等原価の額の1項目として分割して記載されている場合には、その合計額をdに記載してください。
 ※3 なお、減価償却費の額が1項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額を0円としてください。

(3) 直前3年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額の平均額が0を超えること。

直前3年の各事業年度の経常利益金額等

(単位:円)

	自 至	年 年	月 月	自 至	年 年	月 月	自 至	年 年	月 月
a 経常利益金額									
b 減価償却費の額(販売費及び一般管理費の額の1項目として分割して記載されているもの)									
c 減価償却費の額(売上、製造等原価の額の1項目として分割して記載されているもの)									
d 減価償却費の額の合計 (b + c)									
e 経常利益金額等 (a + d)	①			②			③		
				e の合計額 (①+②+③)					

- ※1 直前3年の損益計算書から転記してください。
- ※2 減価償却費の額を販売費及び一般管理費の額の1項目並びに売上、製造等原価の額の1項目として分割して記載されている場合には、その合計額をdに記載してください。
- ※3 なお、減価償却費の額が1項目として分割して記載されていない場合には、減価償却費の額を0円としてください。
- ※4 eの経常利益金額等の合計額が0円を超えていなければ、優良基準に適合しているとは認められません。